児童発達支援センターの中核機能としての体制の確保に関する実施状況について(2024年度)

法人名	社会福祉法人からしだね
事業所名	うめだ・あけぼの学園
住所	東京都足立区梅田7-12-15

1. 基本要件

項番	確認事項	実施状況
1	○ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保しているか。	.・足立区地域自立支援協議会こども部会に委員として参画しています。 https://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai-c/kodomobukai.html ・支援を受けたい方がスムーズにつながることができるよう、サービスの空き状況・待ち状況を足立区の子ども支援センターげんきと共有するようにしています。
2	○ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保しているか。	・指定児童発達支援を0歳から就学前までを対象として支援を行います。 ・保育所等訪問支援では、保育園・幼稚園等への訪問の他、学校等でのお子様も対象として実施しています。 ・東京都からの委託事業(東京都知的障害児等療育支援事業)や補助事業では、学校等への訪問による支援を実施しています。
3	○ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保しているか。	・年間を通じて、事業所向け見学会を実施しています。 ・地域の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の従事者向けの講座 「地域の発達支援力向上研修」を実施しています。 ・地域の事業所から受け入れ研修や講師の派遣を実施しています。
	○ インクルージョンの推進体制を確保しているか。	・保育所等訪問支援事業にて、保育園・幼稚園等を訪問し、園での生活に必要な助言などを行っています。 ・保育園・幼稚園の先生向けの勉強会を開催しています。 ・地域の事業所向け見学説明会にも参加頂いています。
5	○ 入口としての相談機能を果たす体制を確保しているか。 □ 下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。 □ 障害児相談支援の指定を有している場合。 ② 同一法人及び同一市町村内であって、障害児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。 ③ 市町村から委託相談を受託している場合。 ④ 発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制があること。この場合には、事前に市町村と協議・調整を行うこと。 5 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。	・うめだ・あけぼの学園の利用をお考えの方は、保護者向け見学会などで、具体的な
6	○ 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組の状況を年に1回以上公表しているか。 ※ 令和6年度終了後の公表を想定しているため、令和6年度中は未実施で可 以下に該当する場合には、要件を満たすものとする。 1. 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に定める取組の状況について年に1回以上公表している場合。この場合、市 町村や他の加算対象事業所との連携により、共同で作成したものでも差し支えない。	※基本要件に関する取り組みの状況については、この様式での公表がそれにあたり ます。
7	○ 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けているか。 ※ 令和6年度中は、今後実施予定であることでも差し支えない 以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。 1 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合。 2. 運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者の同席を求める等、第三者が参画する形で自己評価を行っている場合。 ⇒ 実施予定の場合は、実施目安となる時期 月頃	. 2024年度は児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価に第三者に同席頂きました。 http://umeda- akebono.or.jp/%e6%9c%aa%e5%88%86%e9%a1%9e/%e8%87%aa%e5%b7%b1%e8%a9%95%e4%b e%a12024/
8	 ○ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施しているか。 ※ 令和6年度中は、今後策定する予定であることでも差し支えない 以下に該当する場合には、要件を満たすものとする。 1 全従業者を対象とした研修計画を策定し、計画的に支援の質に関する研修を実施している場合 ※ 基準において実施が義務付けられている、虐待防止に関する研修及び虐待防止に関する研修等の実施のみの場合は不可。 ⇒ 実施予定の場合は、実施目安となる時期 月頃 	2024年度年間計画に従い、年2回の全体職員研修と、採用年次別研修を実施しました。

2. 体制要件

		確認事項	実施状況
		主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者を配置できる体制があること。	
1	以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置(常勤専任による配置)できる場合(下記口とは異なる者を配置すること)。 ※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。 【対象となる職種】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員	・関係機関との連携の窓口としてコーディネーターを配置しています。 ・各ご家庭・お子様についての連携は担当部署が窓口となって行います。 ・地域との連携、地域での支援・地域への支援は担当部署と地域支援部門がそれぞれに担います。	
		主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者を配置できる体制があること。 以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置(常勤専任による配置)できる場合(上記イとは異なる者を配置すること)。 ※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。 【対象となる職種】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員	直接担当するスタッフ以外にも、各部門で管理職等がご家族のご相談に乗れる体制を 取っています。
	/\		全ての職種を配置し、個別支援計画に基づくチームアプローチでの支援を行っています。

3. 適合する要件(算定可能な加算)

※チェック欄は、該当する箇所に〇をつけて回答

加算名称	要件	チェッ ク欄
中核機能強化加算Ⅰ	1. 基本要件において全てが「 <u>該当」</u> + 2. 体制要件の <u>イ+ロ+ハ</u> の全てが「該当」になる場合	0
中核機能強化加算Ⅱ	1. 基本要件において全てが「 <u>該当</u> 」 + 2. 体制要件において II が <u>イ+ロ</u> が 「該当」になる場合	
中核機能強化加算皿	1. 基本要件において全てが <u>「該当」</u> + 2. 体制要件において I が イ又はロ が「該当」になる場合	

4. 開始日

開始日(予定)	
令和6年4月1日	